

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスの考え方は、経営理念を基本としております。

#### 経営理念

私達は、明るい信頼される会社にします。

私達は、お客様の立場に立ち、最高の商品とサービスを提供します。

私達は、絶えず革新に挑戦し、たくましい会社にします。

私達は、お客様、お取引先の繁栄と株主、社員の幸福に貢献します。

私達は、そのために会社の成長と発展を果たします。

これらの考え方に基づき、当社は企業目的を達成し、企業価値を向上させるために経営の有効性と効率化を高め、変化する経営環境に対して迅速な意思決定や、意思決定に基づく機動性の向上を図っていく必要があると考えております。また、経営の健全性を高めるために、経営の監視機能として、内部統制システム構築による自主点検と内部監査による法令遵守(コンプライアンス)チェックがますます重要性を増してきていると認識しております。その上で、安定的な企業活動を継続していくために、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【基本原則1 株主の権利の平等性の確保】

当社は常に株主の権利が実質的に確保されるように適切に対応していくとともに、株主総会の集中日を避けての実施や、情報の適宜開示により株主がその権利を適切に行使できる環境作りに努めております。

今後もこの考え方に則り、株主総会招集通知の早期発送やWEB開示の検討を進めるとともに、少数株主にも配慮して株主の実質的な平等性の確保を図ってまいります。

#### 【基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社には「経営理念」、社員の行動基準である「KUZE WAY」、「食品安全方針」とグループの品質保証の仕組み「久世クオス」があり、これらの考え方をベースに様々なステークホルダーの要望に応えるべく活動しております。

当社取締役会は、当社の活動が経営理念をはじめとするこれらの考え方に合致しているかを監督し、それが実践されるような企業文化を形成するよう代表取締役を中心に対応しております。

#### 【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】

当社は情報開示担当役員責任の下、経営企画部が中心に経営戦略・経営課題あるいはリスクやガバナンスの状況、また決算説明会や個人投資家説明会、当社WEBサイトを通じて非財務情報についても積極的に提供しよう努めております。

当社取締役会は、こうした情報提供が受け手であるステークホルダーの皆様にとって有益・有用であるよう監督・指導にあたります。

#### 【基本原則4 取締役会等の責務】

当社では取締役会は株主の為に諸施策を示し実行していく最高機関と考えております。当社は業務執行の意思決定の妥当性および適正性を確保し、取締役会が有効に機能するよう独立性を有する社外取締役が取締役会に出席しております。さらに経営監視機能の強化を図るため、常勤社内監査役1名と非常勤社外監査役2名の計3名体制で監査役会を組織して監査役相互の情報交換を緊密にするとともに、監査役も取締役会に出席し適宜、意見の表明を行っており、健全性かつ透明性の高い経営を維持する体制になっております。

#### 【基本原則5 株主との対話】

当社では株主総会の場以外でも株主との対話の場は必要と考えております。そこで、個人投資家説明会や個別ミーティング等を通じ投資家とのコミュニケーションづくりにも取り組んでおりますが、特定のステークホルダーとの対話については、その都度状況に応じて合理的な配慮の中で対応してまいります。

以上の通り、当社は基本原則すべてについて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久世健吉	686,525	18.54

久世真也	262,150	7.08
久世純子	210,700	5.69
久世社員持株会	184,025	4.97
株式会社トーホー	135,000	3.64
日本生命保険相互会社	130,000	3.51
久世将寛	126,800	3.42
三菱商事株式会社	125,000	3.37
株式会社みずほ銀行	125,000	3.37
久世晃介	123,200	3.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有さないため、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
栗林 勉	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗林 勉		当社は栗林氏が代表弁護士を務めている栗林総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その契約金額は僅少であることから、独立性は十分に確保されているものと判断しております。	<p>&lt; 当該社外取締役に選任している理由 &gt;                      栗林氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と企業法務および国際法務に関する高度な知識を有しておられることから、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;                      栗林氏は、国際法務から一般企業法務まで幅広い分野に精通されており、その豊富な知識と経験に基づき当社経営陣から独立した立場で取締役会における意思決定の客観性を高め、経営の健全化と透明性の向上が期待できるためです。また、同氏は、当社取引先などの利害関係者ではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えられることから、独立役員に指定して東京証券取引所に届け出ております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

当社は資本金5億円未満ですが、監査役会を設置しております。監査役3名で「監査役会」を組織し、会社法、金融商品取引法に基づく会計監査を担う新日本有限責任監査法人とは3ヶ月に1回監査の情報交換をする場を設けております。また、会計監査人より四半期毎の監査講評を聴取し、更に会計監査人の実地棚卸監査に立ち会うなど緊密な連携をとっております。監査役と内部監査部門は緊密な連携を持ち、内部統制の運用状況を含む内部監査の計画および結果について報告および意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大鹿 博文	他の会社の出身者													
和井田 堯彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大鹿 博文		<p>&lt; 当該社外取締役を選任している理由 &gt; 大鹿氏は、イーウェストコンサルティング(株)の代表取締役を務める他、(株)チャーム・ケア・コーポレーションならびに(株)スマートバリューの社外監査役を兼務される等、金融関連企業での豊富な実務とキャリアを有しており、この経験を当社の監査に反映していただくために選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt; 大鹿氏は、豊富な知見を有し、監査役としての経験も豊富であり、一般株主との利益相反を生ずることがなく、当社からの独立性を有していると判断されるため、独立役員に指定しております。</p>
和井田 堯彦	<p>当社は、和井田氏が平成17年2月まで務めていたキュービー(株)との人的関係、資本関係はありませんが、取引関係はあります。和井田氏は現在同社グループには属していません。</p>	<p>&lt; 当該社外取締役を選任している理由 &gt; 和井田氏は、キュービー(株)の元常務取締役であり、企業経営に対する幅広い見識と知識を有しており、独立かつ公正な立場より客観的な監査意見を期待して選任しております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt; 和井田氏は一般株主との利益相反を生ずることがなく、当社からの独立性を有していると判断されるため、独立役員に指定しております。</p>

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現在のところ、当社においてはインセンティブ付与については必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	

平成28年度の取締役報酬額は以下のとおりです。

取締役6名 143百万円

取締役の報酬額には、使用人兼取締役に対する使用人分給と相当額(賞与を含む)19百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役には監査業務補佐の専任スタッフは配置していません。また、社外監査役には取締役会、常務会および監査役会等への出席を依頼し、経営上の重要事項に関して適宜報告する体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における業務遂行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する「現状の体制の概要」及び「現状の体制を採用している理由」は以下のとおりです。

### (1) 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の状況

・会社の機関の内容

取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名含む)及び監査役3名により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務執行の監視及び経営の意思決定をおこなっております。

常務会

当社は、取締役、監査役により構成する常務会を月1回開催しております。これにおいて、業務執行の確認や意思決定の検討を行っております。

監査役

3名の監査役(うち社外監査役2名)は、取締役会をはじめ重要な会議に出席しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう活動しております。2ヶ月に1回社長との懇談会を実施し、率直な経営に対する意思交換を行っており、更に監査役と各取締役とのミーティングを適宜実施することにより業務執行の妥当性、効率性に対して意見を提供しております。なお、平成22年6月25日開催の定時株主総会にて監査役会設置の定款変更を実施しております。

・リスク管理体制の整備状況

グループの取締役、監査役、各担当部長等が参加する内部管理定例会議により、内部管理上起こりうるリスクについて情報共有し、上位組織である内部統制委員会にて対策を検討および実施の決定をしております。

業務リスク、財務リスク、自然災害リスク、重度別商品欠陥リスクや民事介入暴力リスク等の事業活動に重大な支障が生じる可能性が高いものについては、危機管理マニュアルおよびフローチャートを制定しております。また、必要に応じて顧問弁護士などの複数の専門家からアドバイスを受ける体制を整えております。

### (2) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名

・公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 井尾 稔

指定有限責任社員 業務執行社員 櫛田 達也

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

・所属する監査法人名

新日本有限責任監査法人

・監査補助者の構成

公認会計士13名、その他14名

当社は資本金5億円未満ですが、監査役会を設置しております。当社の監査役3名は「監査役会」を組成し、経営上の問題点の把握と取締役の執行監視を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会においては、社外取締役が社内取締役とは異なる視点で経営の課題や看過する恐れのある点を適切に指摘して運営されております。また、社外監査役2名を含む監査役は、取締役会及び重要な諸会議に出席して必要に応じて発言を行っており、中立的かつ客観的な取締役の業務執行に対する監督・監視を行っております。当社ガバナンス体制は、現時点における業務執行の適正を確保する為に有効に機能しており、これを採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第70回定時株主総会を平成29年6月22日に開催

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に3～4回開催し、代表取締役より当社の概要及び取組みについて説明と質疑応答を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を開催し、代表取締役より実績概要説明および次期ならびに中期経営計画について説明と質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL <a href="http://www.kuze.co.jp/ir/">http://www.kuze.co.jp/ir/</a> 掲載情報 決算情報(有価証券報告書、決算短信、四半期決算短信)、決算情報以外の適宜開示資料、決算説明会資料、IRカレンダー、株主優待情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、経営の基本姿勢である「KUZE WAY」において規定しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについては、下記の基本方針を基に体制整備をしております。

1. 当社および当社グループ会社の取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は「経営理念」および社員の行動基準である「KUZE WAY」を定め、これをすべての判断基準に据えて、目指すべき企業の実現のため邁進する。
  - (2) 業務が適正に遂行される体制構築のため、「基本規程」、「組織運営規程」、「就業規程」、「業務管理規程」等を定める。
  - (3) 取締役が他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
  - (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制の基礎として、「危機管理マニュアル」を定め、事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析しこれに備える。
  - (2) 定期的開催される内部管理定例会議において、各部門で発生しているリスクを共有化するとともに上位組織の内部統制委員会にて対応を講じる。
  - (3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。
4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社における業務が適正に遂行される体制構築のため、グループ共通の「経営理念」ならびに社員の行動基準である「KUZE WAY」を定め、それを基礎としてグループ各社で規程を定めている。また、管理業務の一元化(人事・総務、経理・財務、業務システム)により適切な業務管理を行う。
  - (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項について事前協議を行う。
  - (3) 取締役は子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告する。
6. 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役職務を補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。
  - (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は取締役会、常務会、予算会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類を閲覧する。取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
  - (2) 取締役および従業員は、重要な法令・定款違反等および当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。また、監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
  - (3) 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。
  - (4) 監査役職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、担当部門において審議のうえ不要であるとの証明がなされた場合を除き速やかに会社が負担する。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めることができる。
  - (2) 監査役は、取締役と定期的に意見および情報の交換を行う。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (1) 当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。
10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
  - (1) 当社は金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方  
社会秩序や、安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に関しては毅然とした態度で望み、組織的にその排除に取り組む。
- (2) 整備状況

・人事総務部窓口として、所轄警察地区である巣鴨地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、反社会的勢力の動向や、具体的対応策の事例等を共有し、反社会的勢力対策に役立てている。また、必要な際には顧問弁護士に対し指導が依頼できる体制を取っている。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

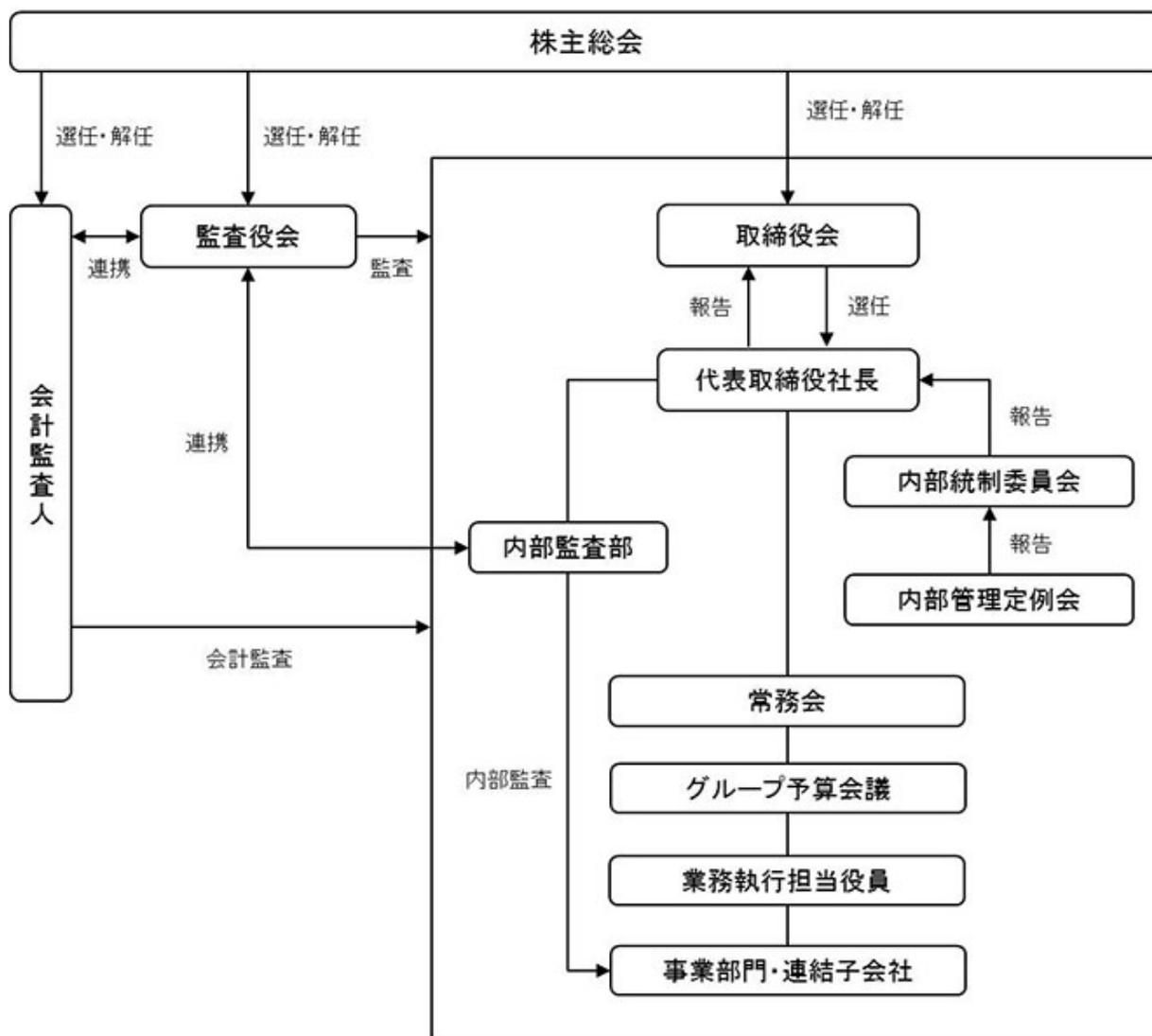
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制概要(模式図)



# 適時開示体制の概要

